

## 医療給付サービス

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

町では、乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費を助成しています。

### ●受給者証が更新されます

現在お持ちの各受給者証の有効期間は7月31日(月)までです。  
該当者には、新しい受給者証を7月24日(月)ごろから送付しますので、7月31日(月)までに届かない場合は、ご連絡ください。

### ●乳幼児等医療受給者証は全道の医療機関で使用できます

全道の医療機関で使用できます。医療機関等を受診した際は、必ず保険証と一緒に受給者証を窓口に提出するようお願いいたします。

## ■乳幼児等医療費

対象者 0歳～小学生

対象となる医療費 0歳～未就学児▶入院・通院費 小学生▶入院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
乳初	[90] [91] [92]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円)
乳課	[90] [92]	初診料を含めて1割に相当する額 上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月)

## ■ひとり親家庭等医療費

対象者 ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の母親または父親とお子さん(親に扶養されている20歳までの方)

対象となる医療費 入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
親初	[93] [94] [95]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
親課	[93] [95]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月(年間上限：144,000円)

## ■重度心身障害者医療費

対象者 ・身体障害者手帳1～3級を交付されている方(3級は内部障害のみ)  
および重度の知的障害のある方(おおむねIQ50以下の方)  
・精神保健福祉手帳1級の認定を受けている方(通院のみ)  
※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入が必要です

対象となる医療費 入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
障初老初	[45][46][47]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
障課老課	[45][47]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月(年間上限：144,000円)

## ガーデニング講習会

厚真町コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179  
(まちづくり推進課 企画調整グループ)

ご家庭で手軽に楽しくできるガーデニング講習会を行います。

日時 6月29日(木) 13時30分から

定員 25人

会場 表町公園(表町45)  
※雨天時は総合福祉センター大集会室

参加費 1,500円(材料費など)

講師 梅原商店 梅原智哉氏

持ち物 シャベル、軍手

内容 ご家庭で手軽に楽しくできる  
花の寄せ植え講習

申し込み 6月22日(木)までに電話でお申し込みください。

## スズメバチ駆除費用助成

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

スズメバチの駆除費用の一部を助成します。

### 対象

- 65歳以上の独居高齢者世帯
- 65歳以上の高齢者のみの世帯(18歳未満の同居者がいる場合を含む)
- 身体障害者手帳3級以上または5級以上の肢体不自由者のみの世帯(65歳以上または18歳未満の同居者もしくはその両方が同居する場合を含む)
- 母子家庭の世帯
- その他町長が特に必要と認めた場合

### スズメバチの駆除は、専門業者に頼みましょう。

夏から秋にかけて、スズメバチの活動が活発となり、軒先などに巣をつくります。スズメバチは攻撃性が高く、不慣れな人が駆除しようとするすると刺傷被害の原因にもなり、最悪の場合、死に至る大変危険なハチです。

巣が大きくなるうちに専門知識のある業者に駆除してもらうのが最も安全です。駆除業者の紹介も行いますので、お問い合わせください。

### 助成金額

駆除に要した費用の2分の1以内  
※駆除1件あたり上限5,000円

### 提出書類

申請書、駆除業者の領収書の写し  
駆除作業前後の写真



### どうしても自分で駆除したい場合は

防護服を着用せずに駆除することは、大変危険ですので絶対にやめてください。ご自身で駆除する方に防護服を無償で貸し出しています。事前にご予約ください。

## 除草剤の使用について

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

除草剤を使用する際は、道路の路肩やのり面の草を枯らさないように注意してください。

除草剤の使用により、道路の路肩やのり面に草や根が無くなると、土がもろくなり、少しの雨でも路肩が崩れてしまい非常に危険です。

道路周辺には、除草剤の過度な使用を避けるようにお願いします。



北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601  
 住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
 (総合ケアセンターゆくり内)

## 後期高齢者医療制度

令和5年度の保険料のお支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

令和5年度の保険料は7月に個別にお知らせします。

保険料の支払いは、原則、年金からの支払いとなりますが、口座振替を希望することもできます。新規で資格取得された方は、おおむね1年間は普通徴収(口座振替か納付書払い)となります。口座振替を希望される方は、本人の保険証、通帳、お届け印を持参して住民課町民生活グループへお申し出ください。口座振替に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。

税申告の際の社会保険料控除は、お支払いする方に適用されます。年金からのお支払いの場合は本人が対象になります。

### 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、次のとおり3段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間均等割額
43万円+10万円×(給与所得者数-1)	7割	15,567円
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	25,946円
43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	41,513円

- 被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
  - 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
  - 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。
- ※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
- 給与等の収入金額が55万円を超える方
  - 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

### 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減の措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(51,892円→25,946円)

### 保険料の減免

- 災害、失業などによる所得の大幅な減少等で、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合がありますので、住民課町民生活グループへご相談ください。

### 保険証(被保険者証)が新しくなります

新しい保険証は黄色です

- 現在ご使用の保険証の有効期限は7月31日(月)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
- 7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課町民生活グループまでお申し出ください。

### 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります

新しい減額認定証は黄緑色です

- 現在ご使用の減額認定証の有効期限は7月31日(月)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
  - 引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証を交付しますので、8月からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。
  - 新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課町民生活グループへ申請してください。
- 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方  
 区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
- 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
  - 高齢福祉年金を受給されている方
- ※給与所得がある場合は、給与所得額から10万円を控除して判定

## 子育て世帯生活支援特別給付金

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
 (総合ケアセンターゆくり内)

食料品などの物価高騰で、特に影響を受ける低所得の子育て世帯へ特別給付金を支給しています。

### 対象者

- 令和4年度に実施した「子育て世帯生活支援特別給付金」(前回の給付金)の受給者
  - ①以外の方で、今年4月2日時点で18歳未満の子(障害児は20歳未満)を養育し、次のいずれかに該当する方
    - 令和5年度分の住民税均等割が非課税の方
    - 令和5年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった方(家計急変者)
- ※令和6年2月29日までに生まれる新生児も対象  
 ※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は除く  
 ※申請には税の申告が必要

### 支給額

児童1人あたり一律5万円

### 申請・支給

- ①の方…5月31日(水)に給付金を支給済みです。
  - ②の方…申請が必要です。申請書と必要書類を窓口に持参または郵送で提出してください。
- ※②の(1)の方は、お知らせと申請書を郵送します。  
 ※申請書は住民課子育て支援グループと上厚真支所で配布のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

### 受付期間

令和6年2月29日(木)まで  
 ※給付金の対象者で、新生児の出生届出が令和6年2月29日以降となる場合のみ、令和6年3月15日(金)まで受け付けます。

## 花いっぱいフェスタ作品募集

厚真町コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179  
 (まちづくり推進課 企画調整グループ)

環境美化活動によるすてきな庭や花壇情報をお寄せください。

### 内容

花で彩られた庭や花壇、ハンギングバスケット、プランターなどの作品を募集します。作品の写真は、広報紙などで紹介します。個人の部と団体の部があり、個人の部で応募された方には花の商品券を差し上げます。※審査はありません。

### 対象

町内の個人・自治会・団体が管理する庭や花壇など

### 応募方法

各自治会のコミュニティ運動推進委員または自治会長にご連絡ください。自薦・他薦は問いません。

### 募集期間

7月19日(水)まで  
 見ごろに合わせて希望日に写真撮影に伺います。

昨年の作品



〔個人の部〕 軽舞



〔団体の部〕 表町